洞爺湖町行政改革大綱

平成19年3月

洞爺湖町

上 次

| | 打 | 財政改 | + C) | 些 以 |) () | Æ | 4 | μIJ | ' A | 75 | ~ . | J | | · | | | | | | | | Ĭ | | | • | • | • | • | 1 |
|-----------------------------|---------|--|--------------------------|--|---------------------|----------|---|--|--------------------|--|------------------------|------------------|-----------------------|------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|--------------------------------------|
| | 1 | はじめ | に・・ | • | | • | | • | • • | | • | • | | | | • | • | • | | | | • | • | • | | • | | | · 1 |
| | 2 | 社会情 | 勢の変 | 化 | | • | • | • | • • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | · 1 |
| | 3 | 行政改 | 革大綱 | ַן ש | 必要 | 性 | • | • | • • | • • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | · 2 |
| | 行 | 財政改 | 革のフ | 方庐 |]性 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 |
| | 1 | 町民本 | 位の行 | ī政ì | 運営 | ' • | | | • • | | • | | | | | • | • | • | | | | • | | • | | • | | • (| . 2 |
| | 2 | 健全な | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 効果的 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | 時代に | 即した | :組約 | 織と | 人 | 材育 | 育 5 | 戊· | • • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | · 3 |
| | 行 | 財政改 | 革の打 | 佳進 | 期 | 間 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 |
| | 行 | 財政改 | 革の近 | 生 行 |]管 | 理 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 |
| | 改 | 革の重 | 点事功 | 頁・ | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 |
| | 改 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 以 | 革の具 | 体的 | 施赁 | ₹• | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 5 |
| 1 | | 革の具 b率的な | | | | • 編 | • 成 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | |
| 1 2 | 交 | | 組織・ | 機材 | 構の | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • 5 |
| 1 2 3 | 交 | 効率的な €数管理 | 組織・ ・給与 | 機 が が で う の う | 構の 適正 | 化 | 及(| びノ | 人木 | 棺 | 成 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | · 5 |
| 2 | 交 | 加率的な | 組織・ ・給与 政運営 | 機 が で す で す で う で う で う で う で う で う で う で う | 構の 適正 ・・ | 化 | 及7 • | びノ | 人 标 | 棺 | 成 | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | · 5 · 5 |
| 2 | 交员假交 | 加率的な E数管理 建全な財 | 組織・ ・給与 政運営 事務事 | 機材 iのi i i i i i i | 構の 適正 ・ か推 | 化・進 | 及7 • • | び, ・ ・ | 人木 • · | 才育 · · | f成 • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | · 5 · 5 · 6 · 7 |
| 2 3 4 | 交员级交情 | 加率的な 医数管理 建全な財 加率的な | 組織・ 政事務 推進に | 機 が す い い に い に に に に に に に に に に に に に に に | 構の ・ か | 化・進政 | 及で ・ ・ サ・ | びノ ・ ・ ー t | 人木 ・ ・ <i>ご</i> | す育 ・・・ スの | f成 ・ ・ ・ ・ | · · 上 | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • • | · 5 · 5 · 6 · 7 |
| 2 3 4 5 6 | 交员级交情均 | 加率的な 医数管理 建全な財 加率的な 情報化の | 組織・政事推の事業に | 機 が す い い に い に に に に に に に に に に に に に に に | 構の ・ か | 化・進政 | 及で ・ ・ サ・ | びノ ・ ・ ー t | 人木 ・ ・ <i>ご</i> | す育 ・・・ スの | 成 ・ ・ 向 性 | ・ ・ 上 の | · · · · 向 | · · · 上 | • | • | • | | • | • | | • | • | • | • | • | | • • | · 5 · 5 · 6 · 7 |
| 2 3 4 5 6 おわ | 交気優交情がは | 加率 整数全 動率 管な 動い を を を を を を の の の の の の の の の の の の の | 組・政事推の・ | 機がいません。 | 構適・かる公・ | 化・進政の・ | 及・・サ確 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | び・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 人・・ごと・ | オ ・・・ な 透 ・・・ な ・・・ な ・・・ な ・・・・ な ・・・・・・・・・・ | 成・・向性・ | ・・・上の ・ | · · · · 向 | · · · · 上 | • | | • | | • | • | • | • | | | • | • | • | • • | 5 · 5 · 6 · 7 · 7 · 7 |

行財政改革を進める基本的な考え方

1 はじめに

洞爺湖町は、平成18年3月27日に旧虻田町と旧洞爺村の合併により新たに誕生しました。 行政運営の改善や合理化については、合併時の事務事業の調整時においても見直しを進め てきたところであり、組織・機構の整備についても、町民の利便性の確保を最重要視して 高度化・多様化しつつあるニーズに対応し、効率的な組織・機構づくりに努めてきたとこ ろです。

しかしながら、国・地方自治体とも財政は危機的状況にあり、洞爺湖町が今後も各種の行政サービスを維持・向上していくためには、行政コストの削減と効率的・効果的な財政運営が必要となっています。

一方で、現代の大きな潮流となっている地方分権は、行政の権限を町民に身近な地方自治体にできる限り移譲し、地域自らがその実情に応じた行政を図るよう求めており、今後の地方自治体には、自らの責任と判断で進むべき方向を決め、具体的な施策を自ら実行することができる行政能力が一層求められております。また、権限の移譲に伴って事務量は増加し、より高度な専門性が要求されることから、地域の実情に即した行政サービスが展開できる組織体制の整備と人材の育成が必要になっています。

こうした動向に的確に対応し、洞爺湖町を持続的に発展させるためは、行政における「しごとの改革」「ひとの改革」「しくみの改革」を不断に押し進め、自律(経営手法の導入などによる行財政運営の仕組みの確立)・自立(財政基盤の強化など)したまちづくりを進めていかなければなりません。

いま、地方自治体はかつてない「変革」を求められています。

2 社会情勢の変化

地方行政を取り巻く環境は、長期化する景気低迷を受け、緩やかな回復基調が見られるものの、依然極めて厳しい経済状況が続いています。また、少子高齢化が進む一方で、高度情報化の進展や環境問題に対する関心の高まりなど、社会状況の変化は極めて急速に進んでいます。

国における三位一体の改革(国庫補助金の廃止・縮減、地方への税源移譲、交付税改革) や財政再建の動きが本格化する中で、地方自治体の経営の自立化、効率化が強く求められ ています。

このように、洞爺湖町を取り巻く厳しい社会情勢の中、合併により生ずる様々な効果をより効率的に行政運営に反映させるためには、社会環境の変化に柔軟かつ弾力的に対応し、自己決定・自己責任の原則の下、鋭敏な経営感覚に立脚した行財政運営とさらなる町民満足度の向上を図ることが必要であると考えます。

3 行政改革大綱の必要性

行財政改革を推進するためには、行政サービスの受け手である町民の理解と協力を得て、公平性の確保と透明性の向上を図り、町民と行政が一体となった行財政の運営が必要です。また、これまで行政が主体となって提供していた公共サービスについても、これからは、地域等における多様な主体が提供する多元的な仕組みを整えていく必要があると考えます。これからの地方自治体は地域のさまざまな力を結集して「新しい仕組み」を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められています。

このことから、現在おかれている町の財政状況を把握し、着実に行財政改革に取り組むために、この「洞爺湖町行政改革大綱」を策定するものです。

なお、行財政改革は経費を削減することだけに徹してしまってはならないと考えます。新規であっても将来性のある構想については積極的に事業化していく姿勢を保ちつつ、まちづくりを推進していかなければなりません、特に町の特色である観光・農業・漁業が一体となった優れた産業と屈指の自然資源を最大限に活用しながら、地域の特性を前面に打ち出していくことが大切であると考えます。

行財政改革の方向性

1 町民本位の行政運営

町民に深く関わる行政施策を進めていくためには、町民が自ら行う自治活動を支援し、町民と行政が協働してそれぞれの役割と責任を果たしていく必要があります。町民の立場に立った行財政運営を推進することによって、町民と行政の信頼関係がより一層深まるものと考えます。

そのためには、効率的・効果的な行政運営を念頭に、合併時の調整結果を重視しつつ、町の政策や施策、事務事業全般にわたる検証を行い、抜本的な見直しを検討するとともに、 町民の知恵や能力を結集し、地域の活力が再生する町民本位の行政運営を推進します。

2 健全な財政運営

大きな財政効果を期待して合併を推進してきましたが、今後求められる新たな行政課題への対応や各施設の老朽化に伴う大規模修繕などを考えると中期的な収支バランスはさらに厳しいものとなっていくことが予想されます。

加えて、長引く景気の低迷や急速な少子高齢化等に伴う生産年齢層の減少による税収の減少、さらに国の三位一体改革等によって財源の大幅な不足が見込まれるなど、合併後の洞爺湖町の財政は厳しい収支状況が予想されることから、早急に抜本的な財政の健全化対策を進めることが必要です。

このため、財源確保に努めながら歳出を削減し、歳入規模に見合った財政運営の取り組みを進め、短期的な財政収支のみではなく、中長期的な視点に立って今まで以上に「コスト意識」を持って効率的に行政を運営することが強く求められています。そのために、持続可能な財政構造の確立と健全財政に取り組むための計画を策定し、財政の健全化を目指します。

さらに、現在まで行政が行ってきた様々な事業は、そもそも行政が行うべき事業がどうかを「時代適合性」「補完性」「効率性」「有効性」の観点から点検し、民間に任せたほうが効果的・合理的であるサービスについて、積極的に民間活力の活用を推進していきます。

3 効果的な行政運営

地方分権の進展に伴い、地方自治体の自主性、独自性が強く求められていることから、自 らの責任において判断し進めなければならない分野が拡大しています。

事業の目的・達成度・成果の視点から、事業の有効性を高める方策、すなわち同じコストであれば、より効果を高める方策を制度化しなければなりません。

また、今後の厳しい財政状況の中、限られた財源を有効活用するためには「あれもこれも」という事業の展開から「あれかこれか」の厳しい選択による事業展開に変更していく必要があります。

そのための手法として行政評価の制度化を図り、職員自らが正しく事務事業評価をしながら常に「計画(Plan)」「実施(DO)」「評価(Check)」「行動 Action」の改革サイクルの定着を進め、効果的な行政運営を推進していきます。

4 時代に即した組織と人材育成

多様化する町民ニーズや社会経済状況の変化に対応できる施策を総合的・機能的に実施するため、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない簡素で効率的な組織・機構を編成していきます。

また、行財政改革は、職員個々がその担い手であるという自覚をもって取り組まなければなりません。そのためには、一方的に抽象論で意識改革を求めるのではなく、職員の主体的な創意工夫を引き出すことのできる仕組みを設け、町民本位の行政サービスを行えるよう職員の意識改革を図っていきます。

行財政改革の推進期間

行財政改革の推進期間を、平成18年度から平成22年度の5年間とします。

この大綱に掲げた改革の具体的施策以外についても、職員自らの創意と工夫により絶えず 見直しを行い、新たな行政課題に対応できるように常に新たな視点に立って積極的な行財政 改革の推進に努めるものとします。

なお、この計画を着実かつ計画的に実施していくために、改革の具体的な実施項目を定めた実施計画を策定し、毎年度見直しを行い、実施計画には可能な限り実施年度や数値目標を掲げ、取り組みの実効性を担保します。

行財政改革の進行管理

行財政改革は、全庁的な取り組みが最重要であることから、引き続き行財政改革推進本部 により進行管理を行っていきます。

進捗状況は、行財政改革審議会に適宜報告して多角的な観点から意見を求めるとともに、 広報誌等により町民に公表していきます。

改革の重点事項

行政運営にあたっては、行財政改革の方向性に基づき、新たな視点の行財政改革の推進を 図るため、次の6項目について各般にわたる改革を推進していきます。

- 1 効率的な組織・機構の編成
- 2 定数管理・給与の適正化及び人材育成
- 3 健全な財政運営
- 4 効率的な事務事業の推進
- 5 情報化の推進による行政サービスの向上
- 6 地域協働の推進・公正の確保と透明性の向上

改革の具体的施策

1 効率的な組織・機構の編成

(1) 組織機構の簡素合理化

新たな行政課題や町民の多様なニーズに対応するためには、常に組織・機構の見直しを行い、時代に即応した組織・機構を編成していく必要があります。

そのことから町では、組織・機構全般の総点検を行い、今後進めるべき、まちづくりの 方向に合致した簡素で機能的な町民にわかりやすい組織・機構づくりを行います。

(2) 組織の活性化

各課等の政策立案機能を高め、様々な課題に対して遅れることなく対応できるよう横断的な組織体制の整備や応援体制の確立を図るとともに、職員提案を制度化します。

(3) 審議会、委員会等の活性化

審議会・委員会は、行政の附属機関としての役割を担っており、行政活動の一部を補完することが求められています。

そのことから町では、「附属機関等の設置等に関する指針」を策定し、広く町民の声を行政に反映するための考え方を整理するとともに、実態に即した見直しを進めます。

2 定数管理・給与の適正化及び人材育成

(1) 給与の独自削減

給与については、合併時において総点検を行い適正化を図ってきたところですが、合併後における厳しい財政事情、地方公務員をめぐる環境の厳しさを踏まえ、町独自に給与の削減を実施します。

今後も職務と能力に応じた適切な処遇を図りながら、引き続き、国、道及び他自治体との均衡並びに民間の動向を踏まえつつ、諸手当とともに適時見直しを行います。

(2) 職員の定数管理

社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら定員管理の適正化に取り組みます。

とりわけ、抜本的な事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるととも に、民間委託等を推進します。

(3) 職員の意識改革と人材育成の推進

地方分権時代の新しい行政課題に的確に対応するため、現状に対する危機意識を持ち、 行財政改革を職員自らの問題として認識するよう意識改革を図るとともに、一人一人の資 質向上、能力開発を進め、積極的な意欲と行動力を持つ人材を育成します。

(4) 新たな人事管理の確立

職員が持つ多様な能力・資質・適性を公正に評価し、人事や定数管理に反映させることが必要です。そのため、より一層、職員の意欲や能力を最大限に生かすための仕組みを構築します。

3 健全な財政運営

(1) 公共投資の重点化とコスト縮減

右肩上がりの経済成長が終焉し、町税等の収入も伸び悩む中で、これまでのように「あれも、これも」から「あれか、これか」に視点を置き換える必要があります。

そのことから町では、限られた財源を有効に活用するため、公共投資のコスト削減に努め、地域の実情に配慮しながら、緊急性・優先度・事業効果等を勘案し、効率的な事業執行を図ります。

(2) 事務的経費の見直し

各事務事業にあたっての事務的経費については、全職員の意識を改革し全庁あげて、「ムリ・ムダ・ムラ」を徹底的に排除し経費の節減に努めます。

(3) 遊休財産の適正管理

町が所有する財産で、処分可能な財産は積極的に売却を推進します。

また、廃校となった学校施設についても、地域の意向を取り入れた利活用を図るよう 努めます。

(4) 補助金等の整理合理化

補助金等は、行政サービスを補完する公共サービスを提供するうえで重要な役割を担っておりますが、交付の長期化や既得権化等の問題が指摘されております。

そのことから町では、公平性・透明性・公益性の観点から「補助金等の見直し基準」を策定し、抜本的な見直しを図ります。

(5) 町税等の歳入確保と負担の適正化

町税や料金収入などの確保にあたっては客体の適正な把握に努めるほか、町税等の滞納は納税者と滞納者の間に不公平感を生じさせるうえに納税意欲を後退させることになるので、着実な収納対策を実施するとともに、町独自による不均一課税制度の見直しを図ります。

使用料及び手数料については、受益と負担の公平性を確保する観点から「使用料・手数料の設定における基本方針」を策定し、受益者負担の適正化に努めます。

4 効率的な事務事業の推進

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

職員一人一人が、行財政改革の担い手としての自覚を持ち、継続的に事務事業の改善を図っていくため、行政評価の導入を図り、効率性及び効果等の観点から全庁的に見直し、 選択と集中による効果的な執行に努めます。

(2) 民間委託等の推進

事務事業の民間委託については、これまでも進めてきましたが、「公的関与のあり方に関する基本方針」の策定により行政の守備範囲を明確にしたうえで、直営でやらなくてはならないもの、民間委託等とすることが望ましいものなどを明確にするため「民間委託等に関する基本方針」及び「指定管理者制度導入に関する基本方針」を定め、各事務事業の総点検を実施します。

(3) 各事務事業の改善推進

文書管理システムの導入に際し、現状の事務事業の流れ等を点検し、より効率的かつ合理的な事務革新に努めます。

また、一般会計だけではなく特別会計、企業会計、さらに町が出資している外郭団体にも経営改善が求められていることから、一般会計と同様な改革を進めるとともに、情報化の導入や事務機能の見直しを図ったうえで、独立採算の原則を基本に経営体質の改善に努めます。

5 情報化の推進による行政サービスの向上

(1) インターネットを活用した住民サービスの向上

インターネットなどの情報化技術の進歩により、急速に情報化が進展する中で町民サービスの利便性や迅速化の向上と事務の簡素化、効率化、省力化、迅速化等の対応を推進していきます。推進にあたっては、これまでに構築した資源・設備等を有効に活用し、町民サービスの向上に努めます。

6 地域協働の推進・公正の確保と透明性の向上

(1) 窓口事務の効率化と窓口サービスの充実

町民にとって身近なサービスを提供する窓口事務については、行政にとっても玄関のような役割を果たし、最も効率化とサービスの向上が求められる部署でもあります。

そのことから町では、町民サービスの利便性や向上を図るため、わかりやすい事務手続きの改善、迅速で利用しやすい窓口の整備に努めます。

(2) 地域協働の推進

町民、自治組織、ボランティアやNPO、企業など多様な主体と対等の関係に立って協力し、お互いに補完的な関係を築き、協働によるまちづくりを推進することが重要となっています。

そのことから町では、町民活動団体等が主体的に活動できるよう情報の提供や育成、 連携を図るとともに、公共的サービスの様々な分野で、より効果的な協働の取り組みが行 えるよう、協働の仕組みを構築します。

(3) 情報提供の推進

透明性の高い開かれた町政を推進するため、「広報とうや湖」、「ホームページ」などの 充実を図り、町民が必要とする情報を正しく、わかりやすく提供していくことに努めます。 また、町民の声を活かした行政運営を推進するため、町民からの意見や要望など、多

様化する町民ニーズの的確な把握に努めます。

おわりに

大綱に示した改革の具体的施策のほかにも経費節減に努め、事務事業の整理合理化を進め、 行政運営の効率化に向けて積極的に取り組んでいきます。

現在の厳しい財政状況を克服し、住みよい洞爺湖町を構築するために、更なる行財政改革 を推進することを不断に進めてまいります。

行政改革大綱の体系図

重点事項 ポイント 方 向 具体的施策 性 組織機構の簡素合理化 効率的な組織・ 組織の活性化 機構の編成 審議会、委員会等の活性化 町民本位の 給与の独自削減 行政運営 職員の定数管理 定数管理·給与 の適正化及び人 職員の意識改革と人材育成の推進 しごとの改革 材育成 新たな人事管理の確立 公共投資の重点化とコスト縮減 健全な 事務的経費の見直し 財政運営 健全な財政運営 遊休財産の適正管理 補助金等の整理合理化 町税等の歳入確保と負担の適正化 ひとの改革 事務事業の再編・整理、廃止・統合 効率的な事務 効果的な 民間委託等の推進 事業の推進 行政運営 各事務事業の改善推進 情報化の推進に しくみの改革 インターネットを活用した住民 よる行政サービ サービスの向上 時代に即し スの向上 た組織と人 材 育 成

地域協働の推

進・公正の確保と透明性の向上

窓口事務の効率化と窓口サ

- ピスの充実

地域協働の推進

情報提供の推進

洞爺湖町行政改革大綱

大綱を推進するうえでの基本方針

公的関与のあり方に関する基本方針 民間委託等に関する基本方針 指定管理者制度導入に関する基本方針 使用料・手数料の設定における基本方針 補助金等の見直し基準 附属機関等の設置等に関する指針

洞爺湖町行政改革実施計画

洞爺湖町集中改革プラン

実施計画の実行を確保する各種計画

洞爺湖町定員適正化計画 洞爺湖町民間委託等推進計画 洞爺湖町財政健全化計画 (*洞爺湖町職員人材育成基本方針) (*洞爺湖町事務事業再編·整理方針)